

沖縄県がん患者会連合会規約

第1章 総則

■ 名称

第1条 この会は、沖縄県がん患者会連合会とする。

■ 事務所

第2条 この会は、事務所を那覇市に置く。

第2章 目的及び事業目的

■ 目的

第3条 この会は、がん患者とその家族および関係者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■ 事業

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) がん患者およびその家族に対する精神的・経済的支援
- (2) がん患者およびその家族に対する相談支援体制の確立
- (3) がんに関する知識の普及啓発および情報提供
- (4) 医療機関との連携の構築とその強化
- (5) 県内各患者会との連携・交流
- (6) 全国のがん患者会との連携・交流
- (7) がん患者とその家族に関する調査・研究
- (8) 支援者への啓蒙育成や協力要請
- (9) がん患者を中心に医療従事者・行政・議会・メディア・企業が連携する6位一体体制の確立
- (10) その目的を達成するために必要な事業

■ 部会・委員会等

第5条 上記の事業を行うため、必要に応じ部会・委員会を設ける。

第3章 会員

■ 種別

第6条 この会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体の代表者
 ※ 正会員は、がんに関連する患者およびそれに準ずる団体の代表者として入会するものとする
- (2) 準会員 個人で、上記団体に所属していない方
- (3) 賛助会員 この会の目的および事業を賛助するため入会した法人・団体・個人

■ 入会

第7条 正会員、準会員および賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

■ 入会金および会費

第8条 会員は下記に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- | | | |
|-------------------|------------|-----------------|
| ☆正会員 (法人・団体)…………… | 入会費:なし | 年会費:5,000円 |
| ☆準会員 (個人)…………… | 入会費:1,000円 | 年会費:2,000円 |
| ☆賛助会員(法人・団体・個人)… | 入会費:なし | 年会費:(1口)10,000円 |

(尚何口でも承りますので、宜しくお願いいたします。)

■ 資格

第9条 会員の資格については次の通りとする。

- (1) 正会員は総会での議決権を有する
- (2) 準会員・賛助会員は総会での議決権を持たない

■ 資格の喪失

第10条 正会員および準会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受けた時、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名された時
- (4) 会費を1年以上滞納した時
- (5) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けた時

■ 退会

第11条 正会員および準会員、賛助会員は、理由を付した退会届を会長に出して、任意に退会することができる。

第12条 正会員および準会員、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
- (2) この会の規約(定款)に違反する行為があったとき

■ 拠出金品の不返還

第13条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

■ 種類および定数

第14条 この会には、次の役員を置く。

- 理事 10名以内
- 監事 2名以内

◎ 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、事務局長、書記2名、会計2名以内とする。

■ 選任等

第15条 理事および監事は、正会員の中から総会で選出する。

- 2 理事は互選により会長、副会長、会計を選任する。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

■ 職務

第16条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、あらかじめ会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計はこの会の会計を司る。
- 4 理事は理事会を構成し、規約および総会の議決に基づき、この会の職務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計および業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため、必要が有るときは、総会又は理事会の招集をすること

■ 任期

- 第17条 役員任期は1年とする。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任することができる。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

■ 解任

- 第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。但しその役員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の職務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

■ 報酬等

- 第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とする事ができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 上記2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

■ 種別

- 第20条 この会の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

■ 構成

- 第21条 総会は正会員および準会員を以て構成する。

■ 機能

- 第22条 総会はこの規約(定款)で別に定めるものの他、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

■ 開催

- 第23条 通常総会は、毎年1回以上とする。
- (1) 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (2) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (3) 第15条(職務)第5項4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

■ 招集

- 第24条 総会は会長が招集する。
- 2 会長は第22条第2項又は第3号に寄る請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

■ 議長

- 第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

■ 定足数

第 26 条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

■ 議決

第 27 条 総会は、この規約(定款)に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

■ 書面票決等

第 28 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって票決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任できる。

2 前項の場合における前27条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

■ 議事録

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員、個人会員の現在員数、出席者数、および出席者氏名(書面評決者および評決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること)
- (3) 審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

■ 構成

第 30 条 理事会は理事を持って構成する。

2 役員会は、会長1、副会長(2以内)、事務局長、書記、会計(2以内)を持って構成する。

■ 権能

第 31 条 理事会は、この規約(定款)で別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 役員会は、理事会から委任された会執行に関する事項を議決する。この場合、議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

■ 種類および開催

第 32 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき
- (3) 第15条(職務)5項4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき
- (4) 役員会は、毎月1回開催する。

■ 招集

第 33 条 理事会および役員会は会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会および役員会を招集するときは、会議の日時、場所および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

■ 議長

第 34 条 理事会および役員会の議長は、会長がこれに当たる。

■ 定足数等

第 35 条 第25条から第28条までの規定は、理事会に関して準用する。この場合において、これらの規定中「総会」および「正会員」とあるのは、「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定は役員会に関して準用する。この場合において、前項中「理事会」および「理事」とあるのは、「役員会」および「役員」と読み替えるものとする。

第7章 顧問(医)および相談役

■ 顧問(医)および相談役

第 36 条 この会に、顧問(医)および相談役を置くことができる。

- 2 顧問(医)および相談役は、理事会の議決に基づき会長がこれを委嘱する。

第8章 財産および会計

■ 財産の構成

第 37 条 この会の財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金等
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

■ 財産の管理

第 38 条 この会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

■ 経費の支弁

第 39 条 この会の経費は、財産を持って支弁する。

■ 事業計画および予算

第 40 条 この会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

■ 暫定予算

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算委準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

■ 事業報告および決算

第 42 条 この会の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に正会員に報告しなければならない。

■ 会計年度

第 43 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更および解散

■ 定款の変更

第 44 条 この規約は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

■ 解散

第 45 条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

■ 事務局

第 46 条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

■ 備え付け帳簿および書類

第 47 条 事務所には、次に掲げる帳簿および書類を常に供えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿および会員の移動にかんする書類
- (3) 理事、監事、職員の名簿および履歴書
- (4) 許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める期間の記事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

第11章 補則

■ 委任

第 48 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

※ 各患者会およびそれに準ずる団体の活動・運営については、本会が関与するものではない。

※ 付則 この規約は、平成22年4月18日から施行する。